

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（近畿経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和８年５月報告分）に対する意見への回答

＜意見募集期間：令和８年６月１９日（金）～令和８年７月１８日（土）＞

No.	御意見	御意見に関する回答
1	「適正な競争関係が確保されていると評価できる。」とされる 指定業者が、いずれも 広域を股にかけた大企業なのは おかしいのではないか？ 競争どころか 独占ではないか。 これで規制解除となるのは おかしいだろう。 独占・寡占に偏らないよう、基準の再検討を求める。	指定旧供給地点の指定の解除にあたっては、指定旧供給地点ごとに適正な競争関係が確保されているか否かを判断の基準としています。この基準は当該供給地点における市場シェアや他燃料との競争状況、供給者の切替え可能性等を踏まえたものとなっています。 解除の判断を行う際には、解除基準を形式的に満たしていても、必ずしも適正な競争環境が確保されているとは評価できないケースもあることから、消費者から幅広く意見を募集するパブリックコメントや、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴取するなど、適正な競争関係が確保されているかどうかについて、総合的な評価を行うこととしています。 また、指定が解除されることとなった場合でも、解除の日から３年間の「特別な事後監視」や全てのガス小売事業者が設定する小売料金水準の確認等を行う「一般的な市場監視」により、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等確認することで、需要家の利益を保護してまいります。